

沖縄県流域下水道条例をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第96号

沖縄県流域下水道条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の2第1項並びに法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設置)

第3条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。

名称	処理区	流域関連公共下水道の 処理区域の存する市町村
中部流域下水道	那覇処理区	那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町
	伊佐浜処理区	宜野湾市 浦添市 沖縄市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村
中城湾流域下水道	具志川処理区	沖縄市 うるま市 北中城村
中城湾南部流域下水道	西原処理区	南城市 中城村 西原町 与那原町

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第4条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流

域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第8条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第5条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手とうの設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第6条 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またす又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第7条 第5条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号に

において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第8条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
(終末処理場の維持管理)

第9条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。